

寺泊港と小木港を結ぶ航路での ジェットfoilによる試験運航の正式決定について

弊社では、新たな観光航路としての可能性を探るため、寺泊港と小木港を結ぶ航路で、ジェットfoilによる試験運航を実施するにあたり、船旅活性化モデル地区の事業実施計画の承認を申請しておりました。

この度、9月14日付けで承認されましたので、改めて10月の寺泊～小木航路におけるジェットfoilによる試験運航の実施についてお知らせいたします。

なお、本運航は、新潟県と長岡市からの要請及び支援を受けての実施となります。

記

1. 運航日程、時刻（1日1往復）

運航予定日	寺泊発 → 小木着	小木発 → 寺泊着
10月 6日（土）	9:00 → 10:00	15:00 → 16:00
10月 7日（日）	9:00 → 10:00	15:00 → 16:00
10月 8日（月・祝）	9:00 → 10:00	15:00 → 16:00
10月 9日（火）	9:00 → 10:00	15:00 → 16:00
10月14日（日）	9:00 → 10:00	15:00 → 16:00

2. 距離 49.1km（寺泊～小木間）

3. 使用船舶 ジェットfoil（所要時間60分）

4. 特別運賃（片道、燃料油価格変動調整金を含む）
大人 4,000円（小児 2,000円）

5. 定員 250人（下記特別企画商品の定員を含む）

6. 特別企画商品「寺泊⇄小木 ジェットfoilで行く！南佐渡をめぐる日帰りツアー」

<行程> 寺泊発→小木着→（島内観光・昼食付）→小木発→寺泊着

<代金> 大人1人 12,700円 小児1人 9,400円

※ 「早割キャンペーン」「寺泊宿泊割引キャンペーン」を実施いたします。
（上記の割引は長岡佐渡広域観光協議会の協力で実施しております。）

※ 詳しくは添付のツアーチラシをご覧ください。

以上

【乗船のお問い合わせ・予約先】

佐渡汽船 寺泊港 TEL 0258-75-3294
小木港 TEL 0259-86-3110
予約センター TEL 025-245-6122

【特別企画商品のお問い合わせ・予約先】

佐渡汽船観光(株)寺泊営業所 TEL 0258-75-3294

【試験運航に関するお問い合わせ先】

佐渡汽船(株) 総務部 TEL 025-245-2311
（担当：総務部長 土屋 亨）

新潟県、長岡市の支援事業による試験運航



寺泊⇄小木ジェットfoilで行く！ 南佐渡をめぐる日帰りツアー



西三川ゴールドパーク

出発日 **10月6日(土)・7日(日)・8日(月・祝)・9日(火)・14日(日)**

旅行代金 大人 **12,700円** / 小児(小学生) **9,400円**

旅行代金に含まれるもの：往復乗船代、昼食代、バス代・ガイド付き(バス会社：新潟交通佐渡)、入館料、文弥人形鑑賞代

お得な割引① 出発日の15日前までにお申し込みのお客様1名様につき、旅行代金から**3,000円**割引いたします！

お得な割引② 寺泊地区に宿泊し、翌日以降に当ツアーをご利用のお客様1名様につき旅行代金から**1,000円**割引いたします。

※上記の割引は、長岡佐渡広域観光協議会の協力で実施しております。

定員 **80名様(最少催行20名)** ※1名様からお申込み可。※添乗員は同行しません。(現地スタッフが対応します。)

《行程》

寺泊港(9:00発) ~~~~ (10:00着) 小木港 → 西三川ゴールドパーク
自由席

→ 小木家(昼食・文弥人形鑑賞) → 力屋観光汽船

→ 宿根木集落 → 小木港(15:00発) ~~~~ (16:00着) 寺泊港
自由席

砂金採り体験で目指せ億万長者!?



※写真は全てイメージです。

《お問い合わせ・お申し込み》

佐渡汽船観光株式会社 寺泊営業所
TEL 0258-75-3294(営業時間 8:30~17:00)

必ずお読みください

「寺泊⇄小水ジェットfoilで行く!南佐渡をめぐる日帰りツアー」の旅行代金には、行程に明示された交通費・体験料・旅行業務取扱料金・消費税等諸税が含まれています。■最少催行人員：20名様以上となります。(受付最少人員：大人1名様以上)■添乗員：添乗員は同行しません。(現地スタッフが対応します。)■小児：小児代金は小学生が対象となります。幼児代金についてはお問合せ下さい。■入館料等：行程に明示された施設入館料は、旅行代金に含まれております。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船舶の欠航について」をご覧ください。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。■未成年者(20歳未満)のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいておりますので、同意書の提出をお願い致します。

船舶の欠航について

佐渡汽船・ジェットfoilの就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。[寺泊港：0258-75-3294]

- 【往路便が欠航】●ツアーキャンセル(催行中止)となり、ご旅行代金は全額返金となります。(寺泊港までの交通費については、お客様のご負担となります。)
- 【島内で全ての航路が欠航】●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。
- その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。
- 【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。(この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。)
- 尚、お客様ご自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。
 - その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料又は連約金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	お申込金(お一人様)
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上 60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上 90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

(2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。
(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記のお申込金を受領したときに成立するものとします。
- 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
- 旅行契約内容の変更
当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
- 取消料
旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
a. 21日目にある日以前(解除日)の旅行(日帰り旅行)にあつては11日前	無料
b. 20日目にある日以降の解除(日帰り旅行)にあつては10日前	旅行代金の20%
c. 7日目にある日以降の解除(d~fを除く)	旅行代金の30%
d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
e. 旅行開始日当日(日)を除く	旅行代金の50%
f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

- 添乗員
(1)本ツアーには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
(2)悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、添乗員が行います。
- 当社の責任及び免責事項
(1)当社は、旅行契約の履行にあつては、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、
(2)手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。
(3)お客様が次に例示する事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
 - a. 天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - d. 自由行動中の事故
 - e. 食品中毒
 - f. 盗難
 - g. 運送機関の遅延・不運など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り期間の短縮
- お客様の責任
(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
(2)お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 特別補償
(1)当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2)当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- その他
(1)お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(2)事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一滞りが遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞り期間の短縮による補償にも応じられません。
(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- 旅行条件・旅行代金の基準
(1)旅行条件は、2018年1月1日を基準としています。
(2)旅行代金は、2018年1月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

- 佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

お問い合わせ・お申し込みは

(受託販売)
新潟県知事登録旅行業 第2-19号
佐渡汽船観光株式会社 寺泊営業所
国内旅行業務取扱管理者：富岡 幸太郎
電話 0258-75-3294
新潟県長岡市上片町9786-3-7 (寺泊港内)
(営業時間 8:30~17:00 無休)

旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第2-167号 佐渡汽船株式会社 〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1 (一社)全国旅行業協会正会員
------------	--